

許可番号 第 0 1 6 0 2 3 1 号

薬 局 開 設 許 可 証

氏 名 株式会社フジ薬局

薬 局 の 名 称 フジ薬局三田本店

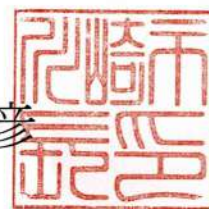
薬局の所在地 川崎市多摩区三田四丁目 1 番地 3

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和 5年 6月 27日

川 崎 市 長

福田 紀彦



有効期間 令和 5年 7月 1日 から
令和 11年 6月 30日 まで

調剤報酬点数一覧表

2024年10月1日施行

調剤技術料

調剤基本料(処方箋受付1回につき)

調剤基本料1	45点
調剤基本料2	29点
調剤基本料3(イ)	24点
調剤基本料3(ロ)	19点
調剤基本料3(ハ)	35点
特別調剤基本料A	5点
特別調剤基本料B	3点

- 下記のいずれかに該当する場合は左記の50%
 - ・妥結率50%以下
 - ・妥結率について未報告
 - ・薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務がない(受付回数600回/月以下を除く)
- 複数保険医療機関処方箋の同時受付で2回目以降の調剤基本料は左記の80%

分割調剤を行った場合	
長期保存困難等(2回目以降)	5点
後発医薬品試用(2回目)	5点
医師指示の場合(2回目)	※所定点数 1/2
(3回目)	※所定点数 1/3

※所定点数…調剤基本料(加算含)+薬剤調製料(加算含)+薬学管理料

減算対象	3点
------	----

地域支援体制加算1	32点
地域支援体制加算2	40点
地域支援体制加算3	10点
地域支援体制加算4	32点

※特別調剤基本料Aは地域支援体制加算、後発医薬品調剤体制加算、在宅薬学総合体制加算1・2は各点数の10%で算定

後発医薬品調剤体制加算1	21点
後発医薬品調剤体制加算2	28点
後発医薬品調剤体制加算3	30点
後発医薬品調剤体制減算(受付回数600回/月以下を除く)	▲5点

連携強化加算	5点
在宅薬学総合体制加算1	15点
在宅薬学総合体制加算2	50点
医療DX推進体制整備加算1	7点
医療DX推進体制整備加算2	6点
医療DX推進体制整備加算3	4点

薬剤調製料

内服薬(1剤につき3剤まで)	24点
頓服薬(受付1回につき)	21点
浸煎薬(1調剤につき3調剤まで)	190点
湯薬(1調剤につき3調剤まで)	
7日分以下	190点
8日分以上28日分以下	
7日目以下の部分	190点
8日目以上の部分(1日分につき)	10点
29日分以上	400点
内服用滴剤(1調剤につき)	10点
外用薬(1調剤につき3調剤まで)	10点
注射薬(受付1回につき)	26点

無菌製剤処理加算(1日につき)	
－6歳以上－	
中心静脈栄養法用輸液	69点
抗悪性腫瘍剤	79点
麻薬	69点
－6歳未満乳幼児－	
中心静脈栄養法用輸液	137点
抗悪性腫瘍剤	147点
麻薬	137点
麻薬加算(1調剤につき)	70点
向精神薬加算(1調剤につき)	8点
覚醒剤原料加算(1調剤につき)	8点
毒薬加算(1調剤につき)	8点
夜間・休日等加算	40点

時間外加算	※基礎額 100%
休日加算	※基礎額 140%
深夜加算	※基礎額 200%
※基礎額…調剤基本料(加算含)+薬剤調製料+無菌製剤処理加算+調剤管理料	
自家製剤加算	※予製剤・錠剤分割は所定点数の20%
内服薬(錠剤等)(7日分につき)	20点
頓服薬(錠剤等)	90点
内服・頓服薬(液剤)	45点
外用薬(錠剤等)	90点
外用薬(点眼剤等)	75点
外用薬(液剤)	45点
計量混合調剤加算	※予製剤は所定点数の20%
液剤	35点
散剤又は顆粒剤	45点
軟・硬膏剤	80点

薬学管理料

調剤管理料	
内服薬(1剤につき3剤まで)	
7日分以下	4点
8～14日分	28点
15～28日分	50点
29日分以上	60点
内服薬以外	4点
重複投薬・相互作用等防止加算	
残薬調整以外	40点
残薬調整	20点
調剤管理加算	
初めて処方箋持参	3点
2回目以降で処方内容変更、追加	3点
医療情報取得加算1	3点
医療情報取得加算2	1点
服薬管理指導料(受付1回につき)	
3月以内に再来局で手帳持参	45点
上記以外	59点
介護老人福祉施設等入所者	45点
情報通信機器を用いた服薬指導	
3月以内に再指導で手帳提示	45点
上記以外	59点
特例(かかりつけ薬剤師と連携)	59点
麻薬管理指導加算	22点
特定薬剤管理指導加算1	
新たな処方	10点
継続(指導の必要)	5点
特定薬剤管理指導加算2	100点
特定薬剤管理指導加算3	5点
乳幼児服薬指導加算	12点
小児特定加算	350点
吸入薬指導加算	30点

服薬管理指導料(受付1回につき)	
特例(手帳の活用実績50%以下)	13点
かかりつけ薬剤師指導料(受付1回につき)	76点
麻薬管理指導加算	22点
特定薬剤管理指導加算1	
新たな処方	10点
継続(指導の必要)	5点
特定薬剤管理指導加算2	100点
特定薬剤管理指導加算3	5点
乳幼児服薬指導加算	12点
小児特定加算	350点
吸入薬指導加算	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料(受付1回につき)	291点
外来服薬支援料1	185点
外来服薬支援料2	
42日分以下投与日数7日分につき	34点
43日分以上	240点
施設連携加算	50点
服用薬剤調整支援料1	125点
服用薬剤調整支援料2	
施設基準を満たす場合	110点
上記以外	90点
調剤後薬剤管理指導料	
1)糖尿病患者に対して行った場合	60点
2)慢性心不全患者に対して行った場合	60点
退院時共同指導料	600点
服薬情報等提供料1	30点
服薬情報等提供料2	20点
服薬情報等提供料3	50点
経管投薬支援料	100点
在宅移行初期管理料	230点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	
残薬調整以外	40点
残薬調整	20点

在宅患者訪問薬剤管理指導料	
単一建物患者1人	650点
単一建物患者2～9人	320点
上記以外	290点
麻薬管理指導加算	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点
乳幼児加算	100点
小児特定加算	450点
在宅中心静脈栄養法加算	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	
計画的な訪問指導に係る疾患の急変等	500点
上記以外	200点
麻薬管理指導加算	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点
乳幼児加算	100点
小児特定加算	450点
在宅中心静脈栄養法加算	150点
夜間・休日・深夜訪問加算(夜間)	400点
夜間・休日・深夜訪問加算(休日)	600点
夜間・休日・深夜訪問加算(深夜)	1000点
在宅患者オンライン薬剤管理指導料	59点
麻薬管理指導加算	22点
乳幼児加算	12点
小児特定加算	350点
在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	59点
麻薬管理指導加算	22点
乳幼児加算	12点
小児特定加算	350点
在宅患者緊急時等共同指導料	700点
麻薬管理指導加算	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	250点
乳幼児加算	100点
小児特定加算	450点
在宅中心静脈栄養法加算	150点

薬剤料

使用薬剤料(薬剤調製料の所定単位につき)	
所定単位につき15円以下の場合	1点
所定単位につき15円を超える場合10円またはその端数を増すごとに	1点

特定保険医療材料料

特定保険医療材料
材料価格を10円で除して得た点数

★調剤報酬点数
＝調剤技術料＋薬学管理料＋薬剤料＋
特定保険医療材料料
★1点＝10円

店舗名 フジ薬三田本店		
薬局開設許可証、薬局の管理者の氏名、住所、連絡先、営業時間（※時間外も）、緊急連絡先	薬局管理者名	岡 美智子
	住所	神奈川県川崎市多摩区三田4-1-3
	連絡先	044-931-6270
	営業時間	月曜～金曜：9：30～18：00 土曜日：9：30～15：00（日曜日 祝日 年末年始は閉局）
	緊急連絡先	044-931-6270（休業日は電話転送）
取り扱いのある医療保険及び公費負担医療	・健康保険法に基づく保険薬局としての指定 ・生活保護法に基づく指定（医療・介護） ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定 ・原子爆弾被害者に対する復讐に関する法律に基づく指定 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（育成医療・更生医療・精神通院医療） ・労働者災害補償保険法に基づく指定 ・児童福祉法に基づく指定 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定	
服薬管理指導料	当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に關し、基本的な説明を行っております。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。	
個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行	当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口にお支払いがない方の場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。	
後発医薬品調剤体制加算	当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算 ³ を処方箋受付1回につき算定しております。 先発医薬品を希望される患者様は、スタッフへお申し出ください。 ※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。	
調剤報酬点数表一覧	当薬局は、以下の調剤報酬点数を算定しております。※黄色いマーカーにて当薬局の該当点数を表記	
		調剤報酬点数表 三田本店.pdf
容器代等保険外請求	当薬局では、必要に応じて容器代を頂戴しております。 また、患者様の都合・希望に基づくご自宅へ調剤した医薬品の持参料・郵送料も患者様負担となります。 治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。 甘味料の追加につきまして原則として料金はいただいております。 医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包装は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。 容器代：50円/個、持参料300円/回、郵送料649円/回	
個人情報保護方針	当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取扱に関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。また当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。 ・当薬局における調剤サービスの提供 ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握 ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携 ・病院、診療所等からの紹介の回答 ・患者様のご家族等への薬に関する説明 ・医療保険事務（審査支払期間への調剤報酬明細書の提出、審査支払期間または保険者からの紹介への回答） ・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など ・調剤サービスや業務の維持、改善のための基礎資料 ・当薬局内で行う薬学生への薬局事務実習 ・外部監査期間への情報提供	
夜間・休日加算、時間外加算（時間外・休日・深夜）	当薬局では、夜間時間・休日などで窓口において対応する場合、下記の時間帯で時間外等加算を算定いたします。 平日：19：00以降 土曜：13：00以降 日曜日・12月29日～1月3日 また当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。緊急を要する場合は（044-931-6270）へお電話をお願いします。営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承ください。 ・時間外加算：基礎額の100％ ・休日加算：基礎額の140％ ・深夜加算：基礎額の200	
在宅患者訪問薬剤管理料（医療保険の場合）、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（介護保険の場合）	当薬局では、在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただきます。その際に算定いたします。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。	
地域支援体制加算	当薬局では以下の基準を満たし、地域支援体制加算 ¹ を算定しております。 ・1200品目以上の医薬品の備蓄 ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者の免許 ・集中率85％の場合、後発医薬品の調剤割合が70％以上 ・当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制 ・平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局していること ・休日・夜間を含む開局時間外対応（連携および輪番制を認める） ・当該薬局利用患者からの夜間、休日の相談応答体制 ・行政・在宅関連・医療機関に時間外体制周知（グループ対応可） ・診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制 ・保険医療・福祉サービス担当者との連携体制 ・在宅患者に対する薬学管理、指導の実績（薬局あたり年24回以上） ・在宅訪問に関する届出・研修の実施、計画書様式の整備・掲示等 ・医薬品医療機器情報提供サービスの登録・情報収集 ・プリアロイド事例の把握・収集に関する取り組み ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備 ・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出 ・管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍） ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等） ・患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 ・要指導医薬品・一般用医薬品（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄 ・健康相談の取り組み ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止	
連携強化加算		
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料	当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。 ・保険薬剤師の経験3年以上 ・週32時間以上の勤務 ・当薬局1年以上在籍 ・研修認定薬剤師の取得 ・医療に係る地域活動の取組への参画 患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。	
特定薬剤管理指導料加算	当薬局では、以下の基準に適合し、該当の治療を行う際に算定いたします。 ・保険薬剤師の経験5年以上の薬剤師が勤務 ・患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 ・麻薬小売業者免許の取得 ・医療機関が実施する化学療法に係る研修会への実施（月1回） また、抗がん剤注射による治療を行う患者様に対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。	
医療情報取得加算	当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。 医療情報取得加算・・・6ヶ月に1回 1点 マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。 正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。	

医療DX推進体制整備加算		当薬局では次のような取り組みを行い、医療DX推進体制整備加算を算定しております。 ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用をしています。 ・マイナナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用することを促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。 ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療DXに係る取組を実施しています。
在宅薬学総合体制加算		当薬局は、在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者様の体調急変に対応できる体制を整えております。在宅患者様には、規定の調剤報酬点数表に従い処方箋1回につき算定しております。